

私たちのまちの憲法

都留市自治基本条例（市民案）ができました



地方分権が進む中「地域のことは地域が決める」という原則のもと、都留に住み、働き、学ぶ、すべての人が協働し、個性的で活力ある豊かなまちづくりを進めていくことが求められています。その基本となる自治基本条例制定に向け、市民メンバー30名からなる「私たちのまちの自治基本条例をつくる会」が平成18年8月から40数回に及ぶ全体会や運営委員会、また、25回の分科会で議論を重ねるとともに、市民との意見交換会を実施して多くの意見を踏まえ、全39条を盛り込んだ市民案が完成し、3月7日に同会より提出を受けました。

市民案のポイント

第1章 総則

◆目的

◆条例の位置づけ など

◆ポイント

自治基本条例は、都留市におけるまちづくりの最高規範として規定しました。

第2章 まちづくりの基本原則

◆参加・協働の原則

◆情報共有の原則

◆ポイント

まちをどのようにするのか「参加・協働・情報共有」の3つをまちづくりの基本原則として規定しました。

第3章 まちづくりの主体としての市民

◆市民の権利と責務

◆子ども・高齢者の権利

◆都留文科大学の役割 など

◆ポイント

地域における都留文科大学の役割を規定しました。

第4章 地域担い手としてのコミュニティ

◆コミュニティの連携・協力

◆コミュニティ活動への支援 など

◆ポイント

コミュニティが元気に活動できる仕組みを規定しました。

第5章 市民のための行政

◆市長・市職員・市の役割と責務

◆市の危機管理

◆財政運営 など

◆ポイント

市民のために働く行政を明確にしました。

第6章 市民のための市議会

◆市議会の役割と責務

◆ポイント

市民のために働く市議会を明確に規定しました。

ポイント

まちづくりの主体を市民・コミュニティ・市議会と明確に規定しました。（第3～6章）



第7章 みんなでまちを創っていくための仕組み

◆協働のまちづくりの推進

◆情報の公開及び提供

◆説明責任

◆住民投票・直接請求制度 など

前文

私たちのまち都留市は、麗峰富士に育まれた清らかな水と豊かな自然に恵まれた美しいまちです。

また、古くは城下町として栄え、郡内地方の政治・文化・経済の中心的役割を担ってきました。

このような、恵まれた環境と多彩な歴史や文化によって、都留市の教育風土が着実に育まれ、市立の都留文科大学を